

福岡県公報

平成30年10月19日
第4036号

目次

告示 (第872号 - 第902号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課)	2
○道路の区域の決定	(道路維持課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	9
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	9
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	10
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	10

公告

○福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案の募集	(税務課)	10
○救急病院の所在地表示の変更	(医療指導課)	11
○介護老人保健施設の廃止	(介護保険課)	11
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	12
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	12
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	14

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………14
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………14
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………15

告 示

福岡県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	北川内 草 野 線	前	八女市上陽町下横山4051 番2先から 八女市上陽町下横山4050 番2先まで	9.0 ～ 19.1	150.0
			後	八女市上陽町下横山4051 番2先から 八女市上陽町下横山4050 番2先まで	13.0 ～ 25.6	

福岡県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	瀬 高 久留米 線	前	久留米市荒木町白口1676 番1先から 久留米市荒木町白口1359 番2先まで	11.5 ～ 13.5	468.0
			後	久留米市荒木町白口1679 番1先から 久留米市荒木町白口1359 番2先まで	11.5 ～ 17.0	

福岡県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	瀬 高 久留米 線	久留米市荒木町白口1679番1先から 久留米市荒木町白口1678番3先まで
久留米	瀬 高 久留米 線	久留米市荒木町白口1355番2先から 久留米市荒木町白口1359番2先まで

福岡県告示第875号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したため、同条第6項の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代11月号	雑誌15183-11	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	千手馬見線	嘉麻市千手1704番4先から 嘉麻市千手233番先まで	7.5 ～ 73.8	1,751.6

福岡県告示第877号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大日寺(c)-2	飯塚市大日寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第878号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大日寺(c)-2	飯塚市大日寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第879号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第629号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
忠隈(1)	飯塚市忠隈及び南尾（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

高田(5)-2	飯塚市高田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
---------	-----------------------	---------

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第880号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第630号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
忠隈(1)	飯塚市忠隈及び南尾（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
高田(5)-2	飯塚市高田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第881号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
忠隈(1)	飯塚市忠隈及び南尾（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高田(5)-2	飯塚市高田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第882号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
忠隈(1)	飯塚市忠隈及び南尾（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第883号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第631号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鳥羽(1)	飯塚市有安（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第884号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第632号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鳥羽(1)	飯塚市有安（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第885号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鳥羽(1)	飯塚市有安（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第886号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鳥羽(1)	飯塚市有安（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第887号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年12月福岡県告示第1979号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
楠木-1	直方市大字永満寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第888号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成21年12月福岡県告示第1980号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
楠木-1	直方市大字永満寺(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第889号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
楠木-1	直方市大字永満寺(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第890号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
楠木-1	直方市大字永満寺(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第891号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
遠賀郡岡垣町大字手野字山ノ口1457の6・1457の19・1460(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1726(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第892号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字添田字岩石山1788の177・1788の178（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第893号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安眞木字奥殿1923の2、1984、1989（次の図に示す部分に限る。）
）、字岸高1948から1950まで、1951の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岸高1948から1950まで・1951の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥殿1984・1989（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第894号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市若松区大字畠田字弥勒280の9（次の図に示す部分に限る。）、畠田1丁目287から289まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第895号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市桑曲字薄ヶ藪582の1、582の5、582の6、583、600の1から600の3まで、600の6、600の7、626、627、629、631の3、631の5、631の9、638、644の10、644の12、字上浦650の6、669から671まで、791の11、792の1、792の9
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第896号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木星丸字尾久保15から17まで、20、27、28、33、36、38、字榎谷69の1、69の2、70、75、77、79、82の1、87、89、92
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第897号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市千手字石原谷3000、字古ヤシキ3102の1（以上2筆について次の図に示す部

分に限る。)

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石原谷3000、字古ヤシキ3102の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第898号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字大楯原4177の26、4185

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第899号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年6月福岡県告示第1044号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第900号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年9月福岡県告示第1388号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第901号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年11月29日農林水産省告示第1619号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第902号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年4月9日農林水産省告示第357号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 提案の内容

福岡県自動車税納税通知書テストプリント業務委託に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 県内に事業所を有する者であること。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に基づく暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

- (2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から平成30年11月15日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 説明会

ア 日時

平成30年10月30日（火）午前10時00分から午前11時30分まで

イ 場所

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階南棟 総務部会議室

ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。事前予約は不要

- (4) 提案書の提出

ア 期限

平成30年11月15日（木）午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

公告

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から所在地表示の変更の届出があったので、次のように公告する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
医療法人正明会諸岡整形外科病院	筑紫郡那珂川町片縄3-81	那珂川市片縄3-81	平成30年10月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日

介護老人 保健施設	4050480120	介護老人保健施設グロリア 糟屋郡志免町別府2-2 -1	社会医療法人栄光会	平成30年 9月30日
--------------	------------	-----------------------------------	-----------	----------------

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社赤尾組

(2) 所在地

飯塚市新飯塚19番26号

(3) 代表者

代表取締役 赤尾 嘉則

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成30年10月4日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第

14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社藤本組

(2) 所在地

飯塚市南尾1番地の77

(3) 代表者

代表取締役 赤尾 みどり

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成30年10月4日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

公告

深野土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
----	----

松本 雄二

築上郡築上町大字上深野296番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市井原字飯盛749番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市井原748番地
笠 庸介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市昇町六丁目122番1から122番4まで、123番、124番、126番1及び126番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
春日市昇町三丁目197番地
有限会社永田興建
代表取締役 永田 雅雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字六本松189番1、189番5、190番1、192番1、193番1、193番2、197番1、197番2、218番及び219番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県鳥栖市酒井西町861番地1
株式会社ジョイックス
代表取締役 吉原 重貴

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町野町字禅門橋1704番3から1704番6まで、1704番8、1706番3及び1706番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
朝倉郡筑前町安野103-1
株式会社三協工作所
代表取締役 北原 学

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡遠賀町大字上別府字八久保1470番2

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡東区前田二丁目6番10号
濱村産業株式会社
代表取締役 諫山 誠司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市今福字駄渡瀬625番、625番2、629番13、629番14、631番1から631番4まで、632番2から632番6まで、641番4、641番6から641番8まで、643番3、643番6、643番7及び2005番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
柳川市三橋町蒲船津112番地
井上製氷冷蔵株式会社
代表取締役 井上 裕文

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成30年9月20日福岡市告示223号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画生産緑地地区の変更（平成30年9月20日福岡市告示224号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画区域区分の変更（平成30年9月27日福岡市告示229号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成30年9月27日福岡市告示230号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画高度地区の変更（平成30年9月27日福岡市告示231号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により苅田町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月19日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画地区計画の変更（平成30年10月1日苅田町告示第73号）